

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人佳松会の理事及び監事（以下「役員」という。）、評議員並びに評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）委員の報酬等の支給に関し必要な事項を定める。

(報酬)

第2条 役員、評議員及び委員会委員に対し、勤務実態に応じ、評議員会の承認を経て報酬を支給することができる。

(報酬額)

第3条 理事会、評議員会、監事監査及び委員会に出席した役員、評議員、委員会委員には1回につき10,000円（手取額）を支給する。ただし、職員である理事及び委員会委員には支給しない。

2 理事長の命を受け、法人の業務に従事した役員、評議員及び委員会委員には1回につき10,000円（手取額）を支給する。

(支給)

第4条 理事会、評議員会、監事監査及び委員会に出席した役員、評議員、委員会委員の報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。

2 理事長の命を受け、法人の業務に従事した役員、評議員及び委員会委員には従事した日に支給する。

(旅費)

第5条 役員、評議員及び委員会委員が法人の業務のため出張した場合は、職員の旅費規程を準用して旅費を支給することができる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の承認を経て改正する。

付則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

この規程は、平成22年10月18日改正し、平成22年6月1日から適用する。

平成24年3月23日一部改正

平成24年11月17日一部改正

平成26年3月28日一部改正

平成29年3月27日一部改正